

大阪市水道事業概要

平成 30 年 10 月

水 道 局

目 次

1	沿 革	1
2	施設の現況	
(1)	浄水場	2
(2)	配水施設	3
3	水需要の状況	6
4	経 営	
(1)	財政の概況	11
(2)	料金及び分担金	16
(3)	資産の有効活用	19
5	お客さまサービス	
(1)	営業業務	21
(2)	事業所体制	23
(3)	給水装置工事業務	24
6	震災対策の強化	
(1)	大阪市水道・震災対策強化プラン 21 (基本構想)	26
(2)	大阪市水道局事業継続計画 (BCP)	27
7	主要事業	
(1)	管路耐震化促進・緊急 10 力年計画	28
(2)	浄配水施設基盤強化計画	29
8	水 質 管 理	31
9	水 資 源	
(1)	水 資 源 開 発	34
(2)	水 質 保 全	37
10	組 織	39

1 沿 革

大阪市の水道は明治28年（1895年）11月に創設された。当時の規模は、給水人口610,000人、51,240^m₃/日の給水能力を備え、水源地を淀川左岸桜の宮に、配水池を大阪城内に設け、延べ 325kmの配水管を布設し、自然流下によって市内に給水するものであった。

その後市勢の発展に伴い、第2回拡張事業によって大正3年に柴島浄水場を新設し、以来数回の拡張事業を実施してきたが、戦後の急速な水需要の増加に対処するため、昭和32年に第6回拡張事業によって庭窪浄水場を、さらに昭和43年に第8回拡張事業によって豊野浄水場を新設した。

引き続き水需要の増加と淀川の水質悪化に対処するため、昭和44年度から第9回拡張事業を進め、柴島浄水場及び豊野浄水場系の増強を行い、昭和48年には、給水能力は2,430,000^m₃/日となった。

しかしながら、それまで増加の一途にあった水需要は、社会・経済情勢の変動により、昭和48年を境に減少傾向を示しはじめ、将来においても、この需要動向で推移するものと考えられたので、昭和50年度には拡張事業の中断を決定した。

現在は、平常時はもとより、濁水や地震等異常時においても必要な水の供給が確保できるよう、安定性・安全性の高い施設を目標に、浄水施設整備事業及び配水管整備事業を実施し、水道施設全体を計画的に整備してきている。

また、大阪市の水源である琵琶湖・淀川水系の汚染などによって、水道水にかび臭などの異臭味による影響が毎年のように発生し、トリハロメタンなどの微量有機物も問題となってきたため、より安全で良質な水道水を給水できるよう、平成4年度より高度浄水施設整備事業を実施し、平成12年3月には市内全域において高度浄水処理水の供給を開始した。

2 施設の現況

(1) 浄水場

本市の水道はすべて淀川を水源とし、柴島・庭窪・豊野の3浄水場から市内全域に給水している。

ア 柴島浄水場

柴島浄水場は、淀川右岸、東淀川区柴島1丁目、同3丁目及び東淡路2丁目にあり、第2回拡張事業により新設したもので、その後の継続的な拡張事業の実施により、敷地面積は約46万 m^2 、給水能力は1,180,000 m^3 /日となっている。

現在は、淀川上流側を上系、下流側を下系として、それぞれの給水能力は670,000 m^3 /日、510,000 m^3 /日となっており、東淀川区柴島3丁目及び摂津市西一津屋地先の淀川右岸で取水し、浄水処理したのち、構内配水池からポンプ圧送により、市内の中・北・西北部に給水している。

イ 庭窪浄水場

庭窪浄水場は、淀川左岸、守口市淀江町11番31号にあり、第6回拡張事業により新設したもので、敷地面積は約22万 m^2 、給水能力は第7回、第8回拡張事業により800,000 m^3 /日となっている。

守口市大日町4丁目地先及び大庭町2丁目地先の淀川左岸で取水し、浄水処理したのち、大淀配水場（北区大淀北1丁目）並びに巽配水場（生野区巽東4丁目）に送水し、そこからポンプ圧送により、市内に給水している。

大淀系は、市内の中西部に、巽系は、市内の南部に給水している。

ウ 豊野浄水場

豊野浄水場は、寝屋川市太秦高塚町1番1号にあり、第8回拡張事業により新設したもので、敷地面積は約18万 m^2 、給水能力は第9回拡張事業により450,000 m^3 /日となっている。

枚方市楠葉中之芝1丁目地先の淀川左岸で取水し、ポンプ圧送により豊野導水管を通じて浄水場に送り、そこで浄水処理したのち城東送水管を通じ、自然流下で城東配水場（鶴見区諸口6丁目）に送水し、そこから残圧を有効利用（昼間はポンプ圧送を追加）し、市内の中・東部に給水している。

エ 高度浄水施設

より安全で良質な水を供給するため、異臭味の除去及びトリハロメタンの低減を含む総合的な水道水質の改善を目的として、これまでの凝集沈澱及び急速砂ろ過処理を主体とする浄水処理にオゾン及び粒状活性炭処理を付加する高度浄水施設の整備を平成4年度から平成11年度に実施し、平成10年3月に柴島浄水場下系、平成11年3月に庭窪浄水場、平成12年3月に柴島浄水場上系及び豊野浄水場から高度浄水処理水の給水を開始した。

(2) 配水施設

本市には柴島浄水場構内の配水施設のほか10か所の配水場、1か所の給水塔及び7か所の加圧ポンプ設備があり、配水池の全容量は680,500^m³である。また、配水管は26条の配水幹線をはじめ市内に網の目のように布設されており、その延長は平成29年度末現在、配水幹線・枝管・枝線（400mm以上）657km、配水小管（350mm以下）4,478km、総延長5,135kmで、導・送水管94kmを合わせると5,229kmとなっている。

施設の現況

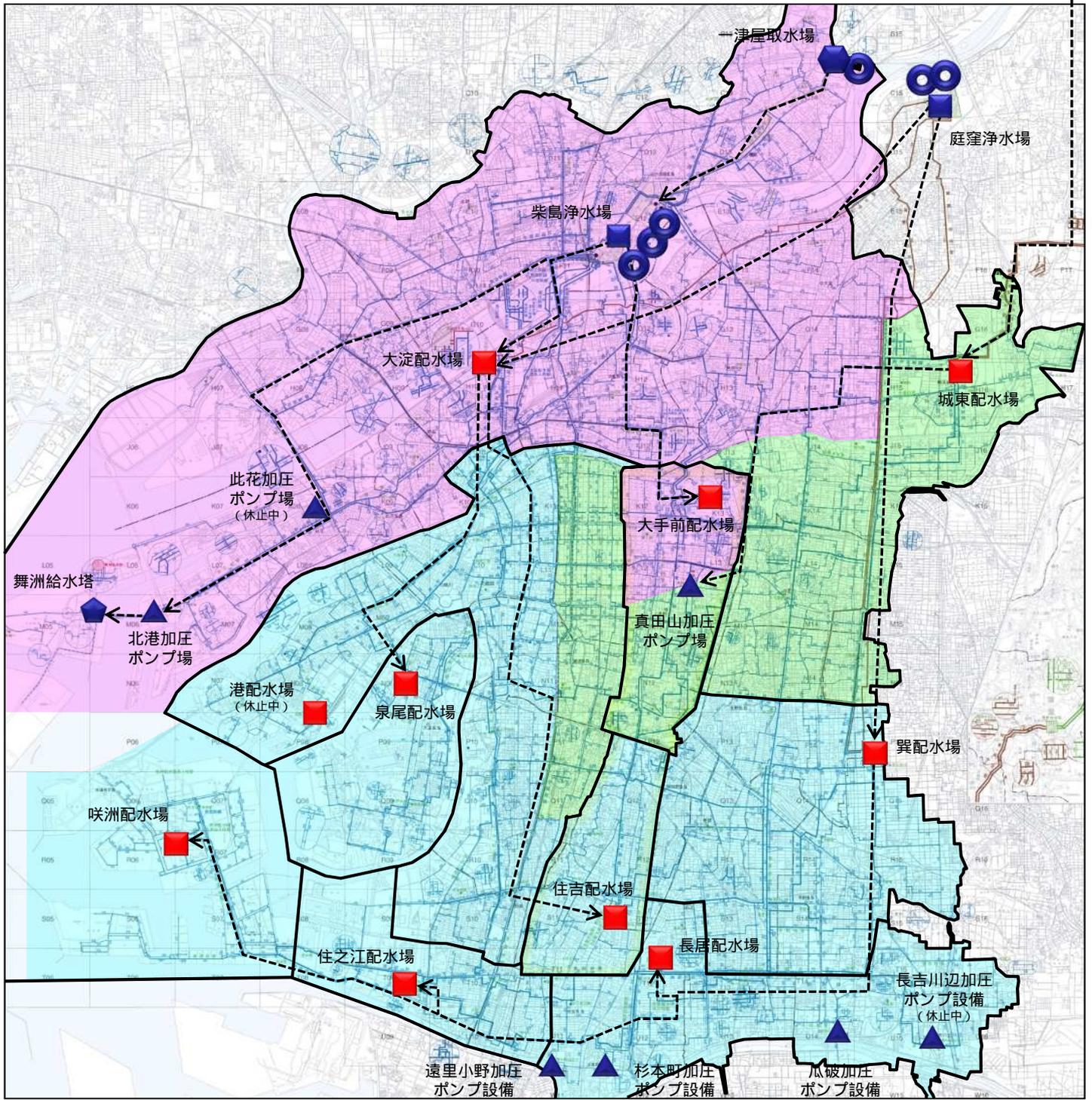
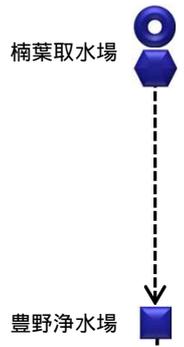
(平成30年10月1日現在)

		柴島浄水場系	庭窪浄水場系	豊野浄水場系	合計
給水能力 (m ³ / 日)		1,180,000	800,000	450,000	2,430,000
取水設備	取水口 (塔)	4基	2基	2基	8基
	沈砂池	14池	6池	4池	24池
	取水ポンプ	17台(4棟)	14台(2棟)	7台(2棟)	38台(8棟)
浄水設備	凝集沈でん池	23池	12池	6池	41池
	中オゾン接触池	15池	16池	4池	35池
	急速ろ過池	80池	64池	28池	172池
	後オゾン接触池	6池(向流式)	3池(向流式)	4基(Uチ-ブ式)	9池(向流式) 4基(Uチ-ブ式)
	粒状活性炭吸着池	26池	16池	10池	52池
	揚水ポンプ	11台(2棟)	6台(1棟)	4台(1棟)	21台(4棟)
	塩素接触池	4池	2池	2池	8池
	浄水池	-	33,400m ³ (6池)	75,300m ³ (5池)	108,700m ³ (11池)
	送水ポンプ	-	13台(2棟)	自然流下	13台(2棟)
排水設備	脱水機	8台	6台	-	14台
	天日乾燥池	-	-	29,600m ² (25池)	29,600m ² (25池)
配水設備	配水池	柴島浄水場 273,600m ³ (19池) 大手前配水場 33,700m ³ (3池) 泉尾配水場 24,000m ³ (2池) 港配水場(休止) 15,000m ³ (2池)	巽配水場 100,900m ³ (8池) 大淀配水場 55,000m ³ (4池) 住吉配水場 12,000m ³ (2池) 住之江配水場 27,300m ³ (2池) 咲洲配水場 30,000m ³ (2池) 長居配水場 42,000m ³ (3池)	城東配水場 67,000m ³ (6池)	680,500m ³ (53池) 配水ポンプ 72台(13棟)
	加圧ポンプ	真田山 3台 北港 2台	杉本町(休止) 2台 瓜破(休止) 2台 長吉川辺(休止) 2台 遠里小野(休止) 2台 此花(休止) 2台		15台
	給水塔	舞洲給水塔 500m ³			500m ³

(注) 柴島浄水場の脱水機は、工業用水道と共用している

主要施設位置図

-  取水口
-  取水場
-  浄水場
-  配水場
-  給水塔
-  加圧ポンプ場及び加圧ポンプ設備
-  導・送・配水管



柴島系
庭窪系
豊野系

3 水需要の状況

本市の水需要は、市勢の発展に伴い年々増加をみてきたが、特に昭和30年代から40年代前半においては著しい伸びを示し、昭和45年には1日最大給水量2,417,700m³を記録した。

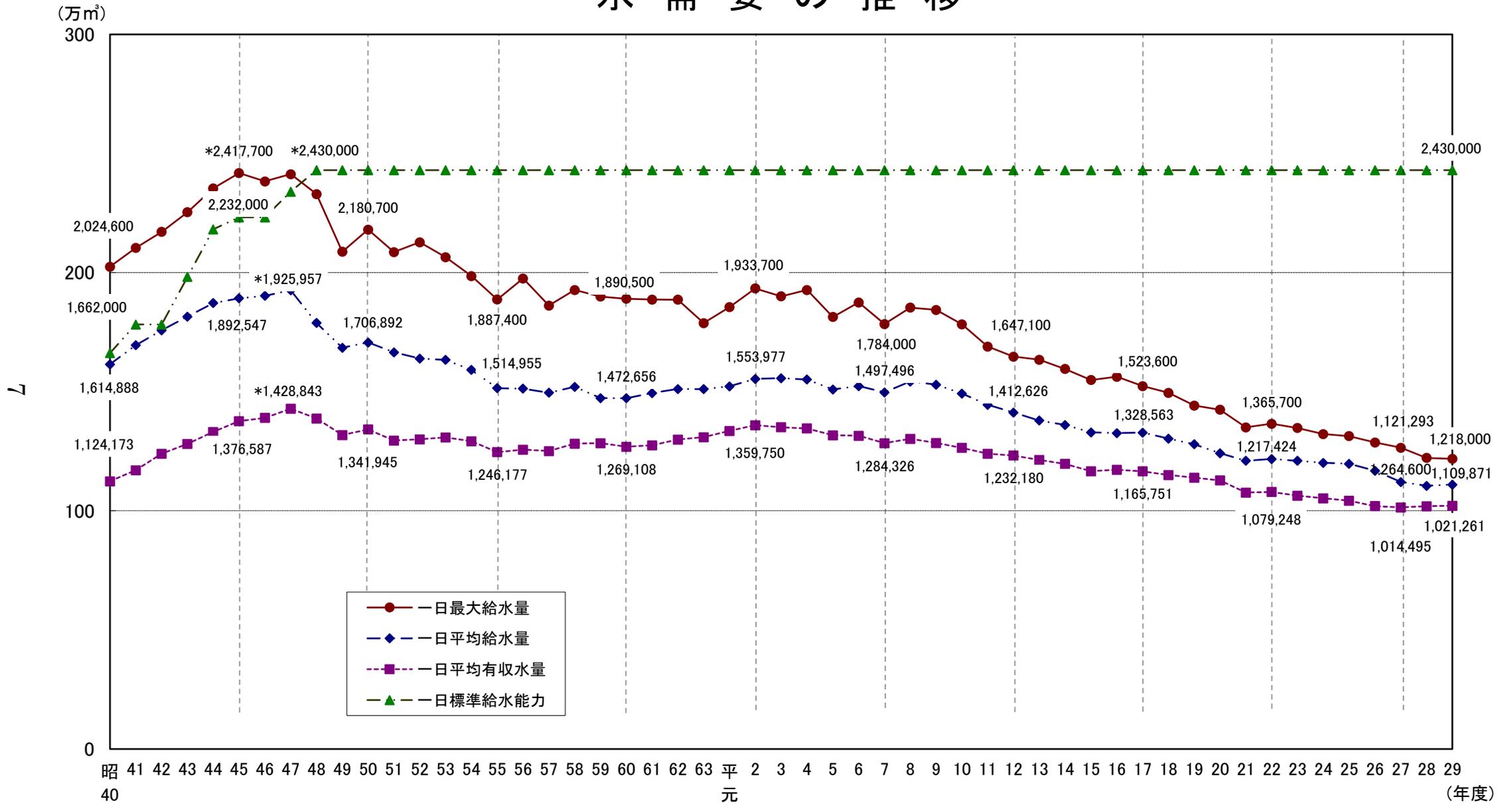
この水需要に対処して、9回にわたって拡張事業を実施し、現在、1日標準給水能力は2,430,000m³となっている。

しかし、昭和48年の夏期の異常渇水と石油ショックを契機として、それまで増加を続けてきた水需要は大幅な減少をきたし、昭和50年代に入っても減少含みで推移してきた。昭和61年から平成3年までの好景気の期間において、水需要はやや増加傾向を示したものの、それ以降は景気動向や気象条件の影響を受けながら、現在に至るまで長期的に減少傾向を示している。

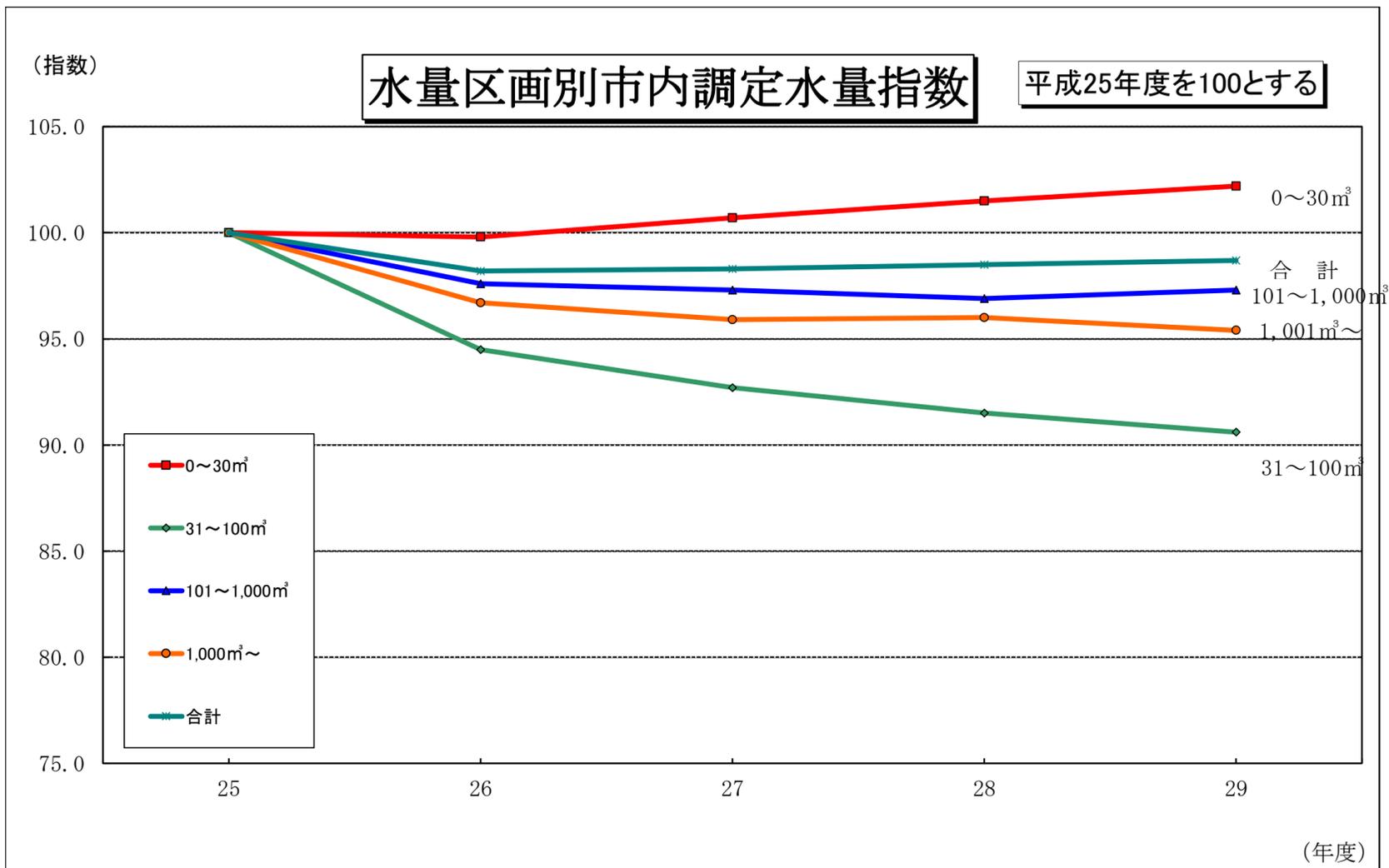
その内訳を見ると、家庭用について、世帯数は増加を続けているが、一世帯あたりの使用水量は減少傾向にあり、使用水量は現在のところ、長期的には横ばいとなっている。また、家庭用以外については、直近3年はインバウンドによる好景気などの影響により、使用水量の減少傾向が緩やかになっているが、中長期的に給水世帯数、使用水量ともに減少傾向となっている。

今後においても、当面大きな需要の拡大は期待できないため、水需要は引続き減少傾向で推移すると見込まれる。

水需要の推移



(注) 1 *印は過去最大を示す。



水量区画別市内調定水量年度比較

(単位: 千m³・%)

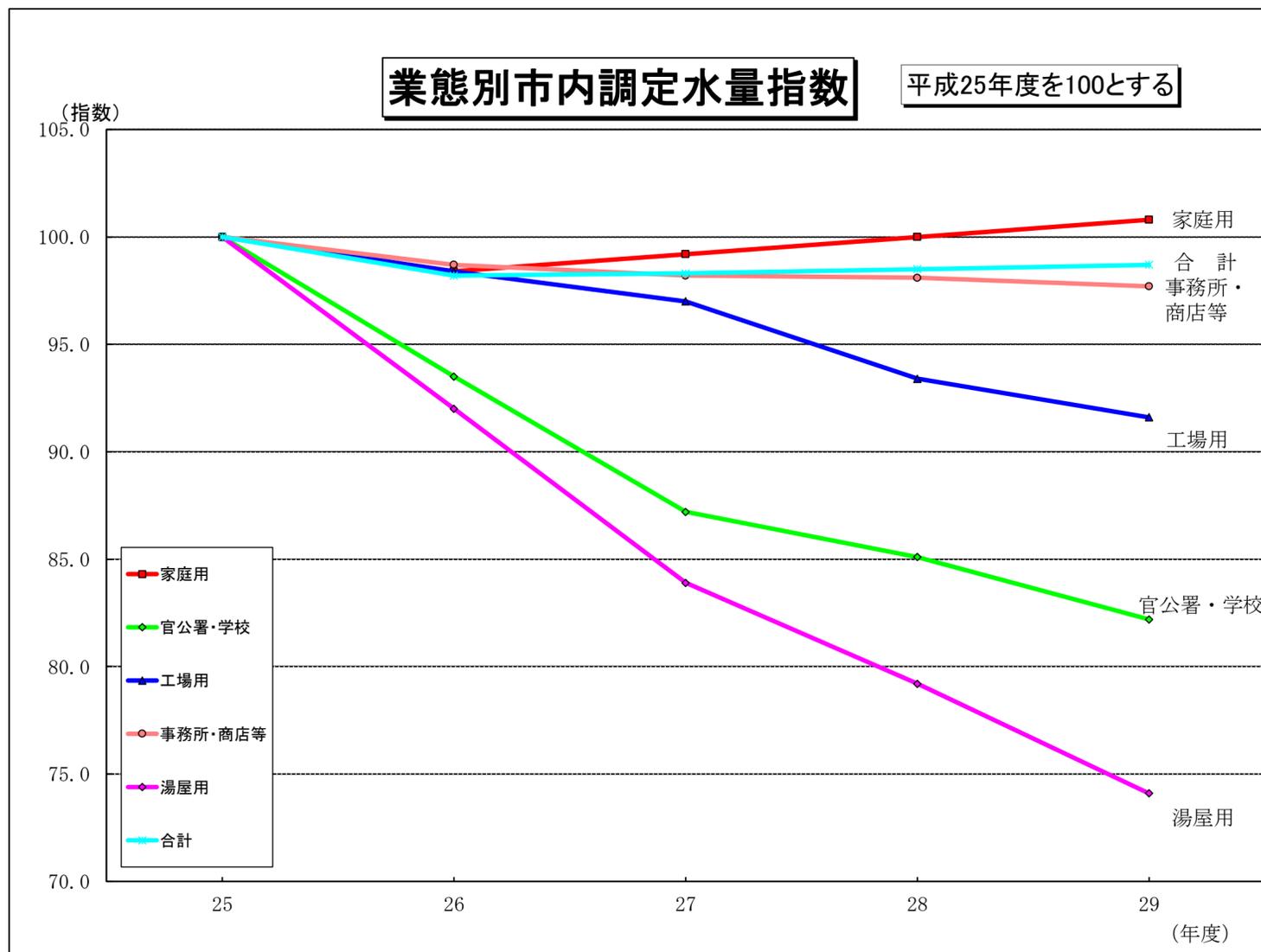
水量区画別	年度	平成 25	26	27	28	29	上段: 指数(25年度を100とする)				
							下段: 対前年度比				
							25	26	27	28	29
0~ 30 m³		213,745 (57.1)	213,342 (58.0)	215,272 (58.5)	216,936 (58.9)	218,418 (59.1)	100.0	99.8	100.7	101.5	102.2
							—	99.8	100.9	100.8	100.7
31~ 100 m³		60,381 (16.1)	57,039 (15.5)	56,002 (15.2)	55,251 (15.0)	54,693 (14.8)	100.0	94.5	92.7	91.5	90.6
							—	94.5	98.2	98.7	99.0
101~ 1,000 m³		46,857 (12.5)	45,751 (12.4)	45,586 (12.4)	45,395 (12.3)	45,576 (12.3)	100.0	97.6	97.3	96.9	97.3
							—	97.6	99.6	99.6	100.4
1,001~ m³		53,167 (14.2)	51,388 (14.0)	50,967 (13.9)	51,031 (13.8)	50,739 (13.7)	100.0	96.7	95.9	96.0	95.4
							—	96.7	99.2	100.1	99.4
合 計		374,150 (100.0)	367,520 (100.0)	367,827 (100.0)	368,613 (100.0)	369,426 (100.0)	100.0	98.2	98.3	98.5	98.7
							—	98.2	100.1	100.2	100.2

(注) 市外分水は含まない。

下段()内は構成比

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とならない場合がある。

※水量区画別・・・1か月あたりの使用水量を一定の値でいくつかの区画に分けたもの。



業態別市内調定水量年度比較

(単位:千 m^3 ・%)

年度	平成 25	26	27	28	29	上段: 指数(25年度を100とする)				
						25	26	27	28	29
業態別						下段: 対前年度比				
						25	26	27	28	29
家庭用	249,146 (66.6)	245,146 (66.7)	247,204 (67.2)	249,073 (67.6)	251,023 (67.9)	100.0	98.4	99.2	100.0	100.8
事務所・商店等	95,187 (25.4)	93,946 (25.6)	93,517 (25.4)	93,354 (25.3)	93,029 (25.2)	100.0	98.7	98.2	98.1	97.7
官公署・学校	13,479 (3.6)	12,597 (3.4)	11,758 (3.2)	11,467 (3.1)	11,083 (3.0)	100.0	93.5	87.2	85.1	82.2
工場用	12,522 (3.3)	12,321 (3.4)	12,149 (3.3)	11,697 (3.2)	11,465 (3.1)	100.0	98.4	97.0	93.4	91.6
湯屋用	3,814 (1.0)	3,509 (1.0)	3,199 (0.9)	3,022 (0.8)	2,826 (0.8)	100.0	92.0	83.9	79.2	74.1
合計	374,148 (100.0)	367,519 (100.0)	367,827 (100.0)	368,613 (100.0)	369,426 (100.0)	100.0	98.2	98.3	98.5	98.7

(注) 市外分水は含まない。

下段()内は構成比

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とならない場合がある。

給水量等累年比較

年度	給水人口	給水世帯数	対前年度 比 較	年間給水量	対前年度 比 較	年間有収水量	有収率	1日標準 給水能力	1日最大 給水量	1日平均 給水量
昭和 50	2,778,987	1,018,335	—	624,722,400	—	491,152,031	77.70	2,430,000	2,180,700	1,706,892
55	2,648,180	1,094,254	—	552,958,600	—	454,854,479	82.26	2,430,000	1,887,400	1,514,955
60	2,636,249	1,162,209	—	537,519,500	—	463,224,492	86.18	2,430,000	1,890,500	1,472,656
平成 2	2,623,801	1,264,780	—	567,201,500	—	496,308,793	87.50	2,430,000	1,933,700	1,553,977
7	2,602,421	1,322,447	—	548,083,500	—	470,063,438	85.76	2,430,000	1,784,000	1,497,496
12	2,598,774	1,383,215	—	515,608,500	—	449,745,712	87.23	2,430,000	1,647,100	1,412,626
15	2,619,955	1,420,729	—	486,486,500	—	426,993,595	87.77	2,430,000	1,549,300	1,329,198
16	2,624,775	1,431,894	100.8	484,160,900	99.5	428,003,025	88.40	2,430,000	(13,200) 1,562,500	(△2,730) 1,326,468
17	2,628,811	1,445,882	101.0	484,925,600	100.2	425,498,940	87.75	2,430,000	(△38,900) 1,523,600	(2,095) 1,328,563
18	2,635,420	1,459,794	101.0	475,576,600	98.1	419,923,661	88.30	2,430,000	(△28,300) 1,495,300	(△25,613) 1,302,950
19	2,643,805	1,473,798	101.0	468,253,600	98.5	416,875,507	89.03	2,430,000	(△53,300) 1,442,000	(△23,569) 1,279,381
20	2,652,099	1,484,343	100.7	453,260,300	96.8	411,592,163	90.81	2,430,000	(△17,600) 1,424,400	(△37,572) 1,241,809
21	2,661,700	1,491,633	100.5	441,676,900	97.4	393,113,542	89.00	2,430,000	(△73,700) 1,350,700	(△31,735) 1,210,074
22	2,666,371	1,496,534	100.3	444,359,900	100.6	393,925,376	88.65	2,430,000	(15,000) 1,365,700	(7,350) 1,217,424
23	2,670,579	1,507,109	100.7	442,903,700	99.7	389,385,174	87.92	2,430,000	(△17,800) 1,347,900	(△7,305) 1,210,119
24	2,677,375	1,514,742	100.5	438,623,500	99.0	384,134,616	87.58	2,430,000	(△25,600) 1,322,300	(△8,411) 1,201,708
25	2,683,487	1,523,989	100.6	437,153,620	99.7	380,625,207	87.07	2,430,000	(△8,700) 1,313,600	(△4,027) 1,197,681
26	2,686,246	1,536,275	100.8	426,432,700	97.5	372,224,686	87.29	2,430,000	(△26,900) 1,286,700	(△29,372) 1,168,309
27	2,691,742	1,556,135	101.3	410,393,400	96.2	371,305,166	90.48	2,430,000	(△22,100) 1,264,600	(△47,016) 1,121,293
28	2,702,033	1,576,080	101.3	403,349,000	98.3	371,965,099	92.22	2,430,000	(△42,500) 1,222,100	(△16,227) 1,105,066
29	2,713,157	1,596,512	101.3	405,103,000	100.4	372,760,273	92.02	2,430,000	(△4,000) 1,218,100	(4,805) 1,109,871

- (注) 1 平成15年度以前については、昭和50年度を起点に5年度おきの数値を記載。
 2 ()内は、対前年度増加量、△は減少を示す。
 3 給水人口は、毎年10月1日現在のものである。

4 経 営

(1) 財政の概況

本市において、給水世帯数は増加傾向にあるものの、少子化の進展等により、1世帯あたりの年間使用水量は減少している。特に多量使用者の水需要の減少により、収入の大部分を占める給水収益が減少傾向となっている。今後も企業債の償還が高水準で続くことから、水道事業を取り巻く経営環境は、依然厳しい状況にある。

このような状況の中、平成29年度決算における収益では、その大部分を占める給水収益が、少量使用者世帯数の増等により微増となったものの、固定資産売却に伴う特別利益が皆減したことなどにより、前年度に比べ減少した。

また、費用では、固定資産の用途廃止などによる特別損失が増加したものの、人件費が減少したことなどにより、前年度に比べ減少した。

この結果、当年度損益は150億6,700万円の純利益となり、前年度に比べ、1億3,400万円の収支悪化となった。特別損益を除いた経常損益では155億300万円の経常利益となり、前年度に比べ12億4,700万円の収支改善となった。

今後の事業運営においては、水需要の減少傾向が近年緩やかになっているものの、大幅な回復は期待できず、中長期的には給水収益が減少傾向で推移すると見込まれる一方、安定給水確保のためには計画的な施設の更新・整備や、総合的な震災対策を進めていく必要があることから、経営状況は依然として厳しいものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、平成30年3月に策定した「大阪市水道経営戦略」に基づき、管路耐震化のペースアップなどの主要施策を目標に向けて推進するとともに、引き続き、経常費用の削減や企業債残高の削減など、財務体質の強化に向け、適切な財務マネジメントを行っていく。

経営収支の推移

(単位：百万円 印は不足額)

年度 項目	26	27	28	29		30 (予算)
				(予算)	(決算)	
総収益	67,619	66,973	65,954	(68,980) 64,017	64,854	(76,289) 71,221
対前年度比率 (%)	98.7	99.0	98.5		96.8	111.3
うち給水収益	60,264	59,851	59,694	(63,607) 58,895	59,818	(65,113) 60,290
一般会計補助金	0	0	0	(0) 0	0	(0) 0
特別利益	2,315	2,301	1,310	(0) 0	0	(6,157) 6,157
総費用	68,983	52,472	50,753	(57,871) 54,405	49,786	(57,351) 54,114
対前年度比率 (%)	122.5	76.1	96.7		94.9	99.5
人件費	13,253	12,976	12,378	(12,775) 12,755	11,562	(11,974) 11,954
資本費	20,496	20,220	19,882	(19,744) 19,744	19,715	(19,461) 19,461
減価償却費	16,426	16,492	16,458	(16,629) 16,629	16,601	(16,688) 16,688
支払利息	4,070	3,728	3,424	(3,115) 3,115	3,114	(2,773) 2,773
物件費等	19,374	19,276	18,128	(24,805) 21,381	18,073	(25,605) 22,400
動力費	3,083	2,932	2,555	(2,676) 2,477	2,654	(2,973) 2,753
薬品費	645	539	461	(487) 487	474	(545) 545
修繕費	2,630	2,677	2,722	(3,441) 3,204	2,444	(3,587) 3,336
委託料	5,799	6,529	6,129	(7,557) 6,997	6,206	(9,035) 8,366
その他	7,217	6,599	6,261	(10,644) 8,216	6,295	(9,465) 7,400
特別損失	15,860	0	365	(547) 525	435	(311) 299
当年度損益	1,364	14,501	15,201	(11,109) 9,612	15,067	(18,938) 17,107
経常損益	12,181	12,200	14,256	(11,656) 10,137	15,503	(13,092) 11,249
積立取崩額	26,374	10,853	14,502	-	15,201	-
当年度未処分利益剰余金	33,626	25,354	29,703	9,612	30,269	17,107
積立処分量	33,626	25,354	29,703	-	30,269	-
翌年度繰越利益剰余金	0	0	0	9,612	0	17,107

- (注) 1 予算欄の上段()内は予算額を示し、下段は消費税及び地方消費税相当額を除いた額を示す。
 2 平成29年度、30年度予算は当初予算を示す。
 3 物件費等の費目は次のとおり。
 ・動力費：機械、装置等の運転のための電力料及び燃料費
 ・薬品費：原水の沈澱及び浄水の滅菌等に要する薬品費
 ・修繕費：有形固定資産及びたな卸資産の維持修繕のための工事請負等の経費
 ・委託料：研究、調査、製作、検査等の委託契約に基づく委託料
 4 平成26年度の積立取崩額については、会計基準の見直しに伴う移行措置による未処分利益剰余金変動額を含んでいる。
 5 平成26年度以降の積立処分量については、資本金への繰入額を含んでいる。
 6 四捨五入や端数処理により、合計等が合わない場合がある。

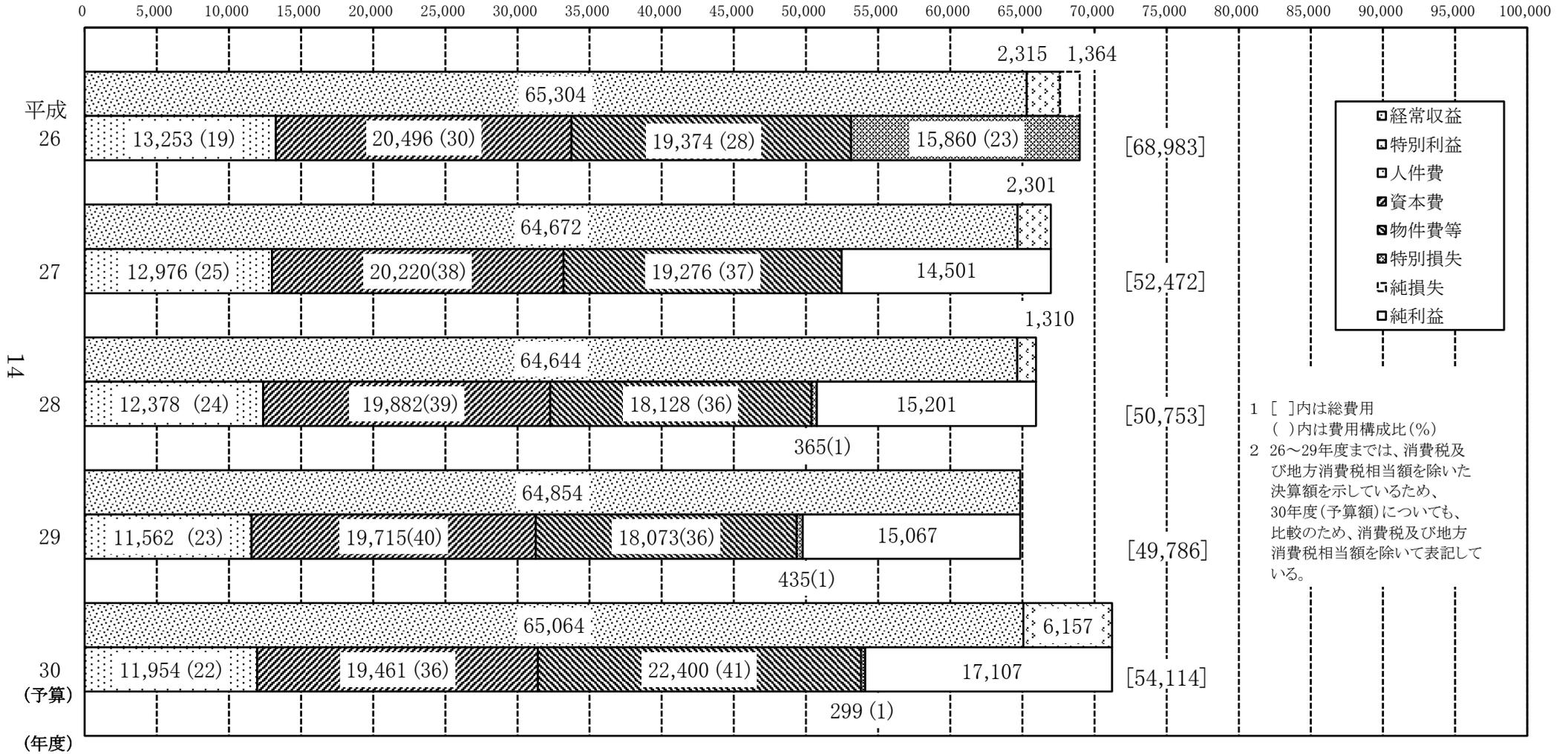
平成29年度大阪市水道事業貸借対照表

平成30年3月31日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	406,033	固 定 負 債	146,353
有 形 固 定 資 産	383,863	企 業 債	132,506
土 地	5,505	リ ー ス 債 務	175
建 物	41,417	引 当 金	13,235
構 築 物	618,703	そ の 他 固 定 負 債	437
機 械 及 び 装 置	107,661	流 動 負 債	31,537
車 両 運 搬 具	557	企 業 債	15,378
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,009	リ ー ス 債 務	196
リ ー ス 資 産	798	未 払 金	11,341
建 設 仮 勘 定	5,151	前 受 金	375
減 価 償 却 累 計 額	397,938	引 当 金	1,108
無 形 固 定 資 産	12,869	預 り 金	3,139
共 同 溝 利 用 権	12,219	繰 延 収 益	34,030
ソ フ ト ウ エ ア	146	資 本 金	208,447
建 設 仮 勘 定	504	剰 余 金	40,314
投 資 そ の 他 の 資 産	9,301	資 本 剰 余 金	10,045
投 資 有 価 証 券	211	国 庫 補 助 金	419
出 資 金	511	一 般 会 計 補 助 金	155
基 金	7,690	工 事 負 担 金	5,108
破 産 更 生 債 権 等	1	分 担 金	2,718
貸 倒 引 当 金	1	受 贈 財 産 評 価 額	386
そ の 他 固 定 資 産	1,214	そ の 他 金 資 本 剰 余 金	1,259
減 価 償 却 累 計 額	558	利 益 剰 余 金	30,269
そ の 他 投 資	233	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	30,269
流 動 資 産	54,645		
現 金 ・ 預 金	46,519		
未 収 金	3,461		
貸 倒 引 当 金	59		
貯 蔵 品	615		
前 払 金	4,109		
繰 延 勘 定	3		
計	460,681	計	460,681

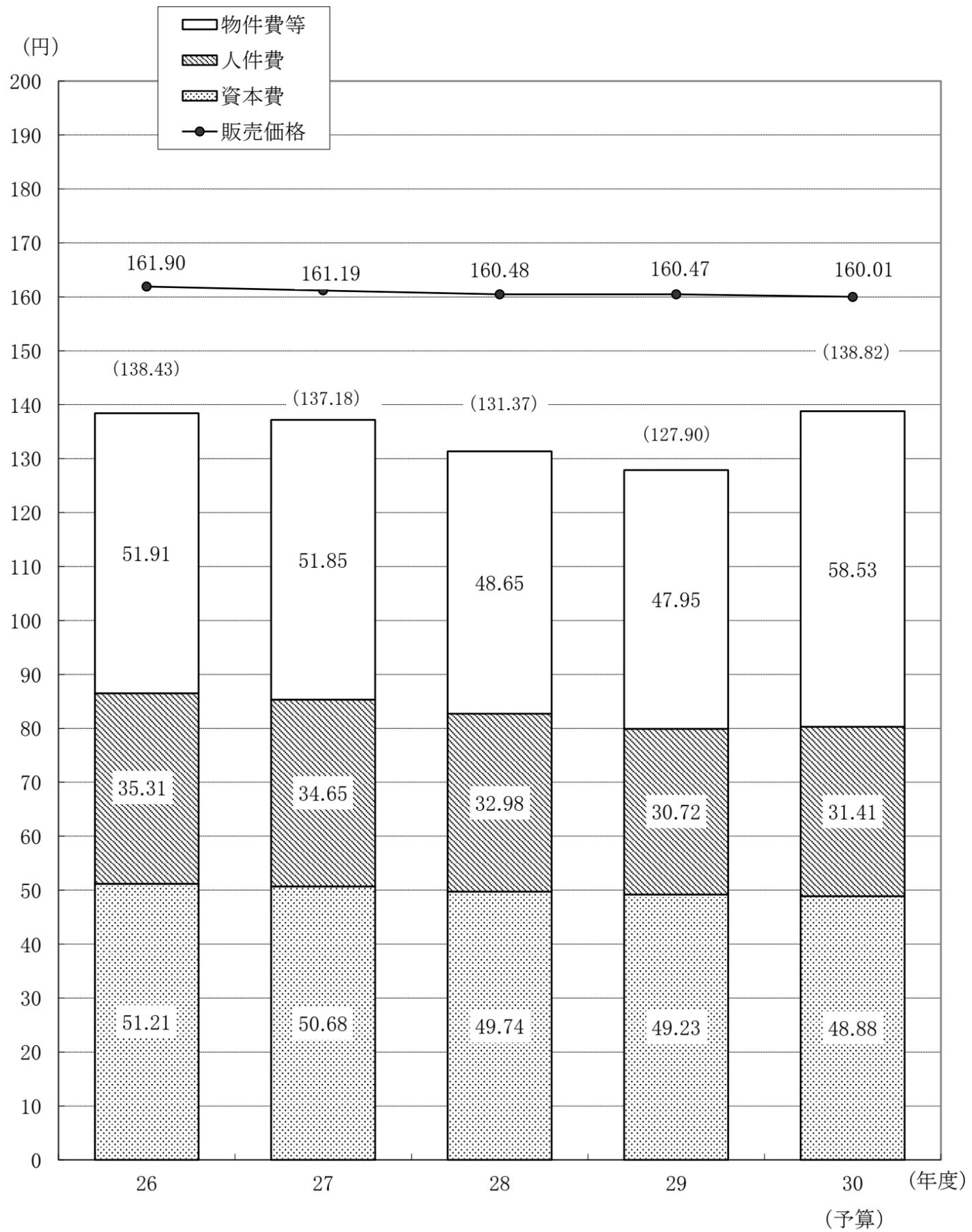
収益・費用累年比較

(百万円)



1 []内は総費用
 ()内は費用構成比(%)
 2 26～29年度までは、消費税及び地方消費税相当額を除いた決算額を示しているため、30年度(予算額)についても、比較のため、消費税及び地方消費税相当額を除いて表記している。

有収水量1m³当たり給水原価・販売価格の推移



- (注) 1
$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{その他営業費用等})}{\text{有収水量}}$$
- 2
$$\text{販売価格} = \frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$$
- 2 ()内は給水原価の総額である。
- 3 消費税及び地方消費税相当額を除く。
- 4 「予算」とは、当初予算から消費税及び地方消費税相当額を除いた額を示す。

(2) 料金及び分担金

ア 料 金

現在の料金制度は、用途別（一般用・業務用・湯屋用）で、基本料金と従量料金から構成される二部料金制となっている。

基本料金については、全用途を通じて均一とし、従量料金については、一般用及び業務用は使用水量が多くなるほど料金単価も高くなる逓増制を採用している。（水道料金表のとおり）

料金の支払い方法については、これまでの口座振替、納入通知書による金融機関やコンビニエンスストアなどでの払込みに加え、クレジットカード決済（継続払い）を導入することで、お客さまの利便性の向上を図っている。

イ 分 担 金

新旧使用者間の負担の公平と合理的な水使用の促進を図るため、昭和48年11月から分担金制度を設け、メータ口径75mm以上の給水装置を新設または75mm以上に改造する場合に分担金を徴収している。

新設の場合の分担金の額は次のとおりである。なお、改造の場合は改造後のメータ口径の分担金と改造前のメータ口径の分担金との差額を徴収することとしている。

（平成26年4月1日改定）

メータ口径	分担金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む）
75mm	2,484,000円
100mm	5,400,000円
150mm	16,200,000円
200mm	33,480,000円
250mm	60,480,000円
300mm	98,280,000円

水道料金表（1 か月につき）

（平成27年10月1日改定）

料金は、次の表に定めるところにより算定した金額に100分の108を乗じて得た額。

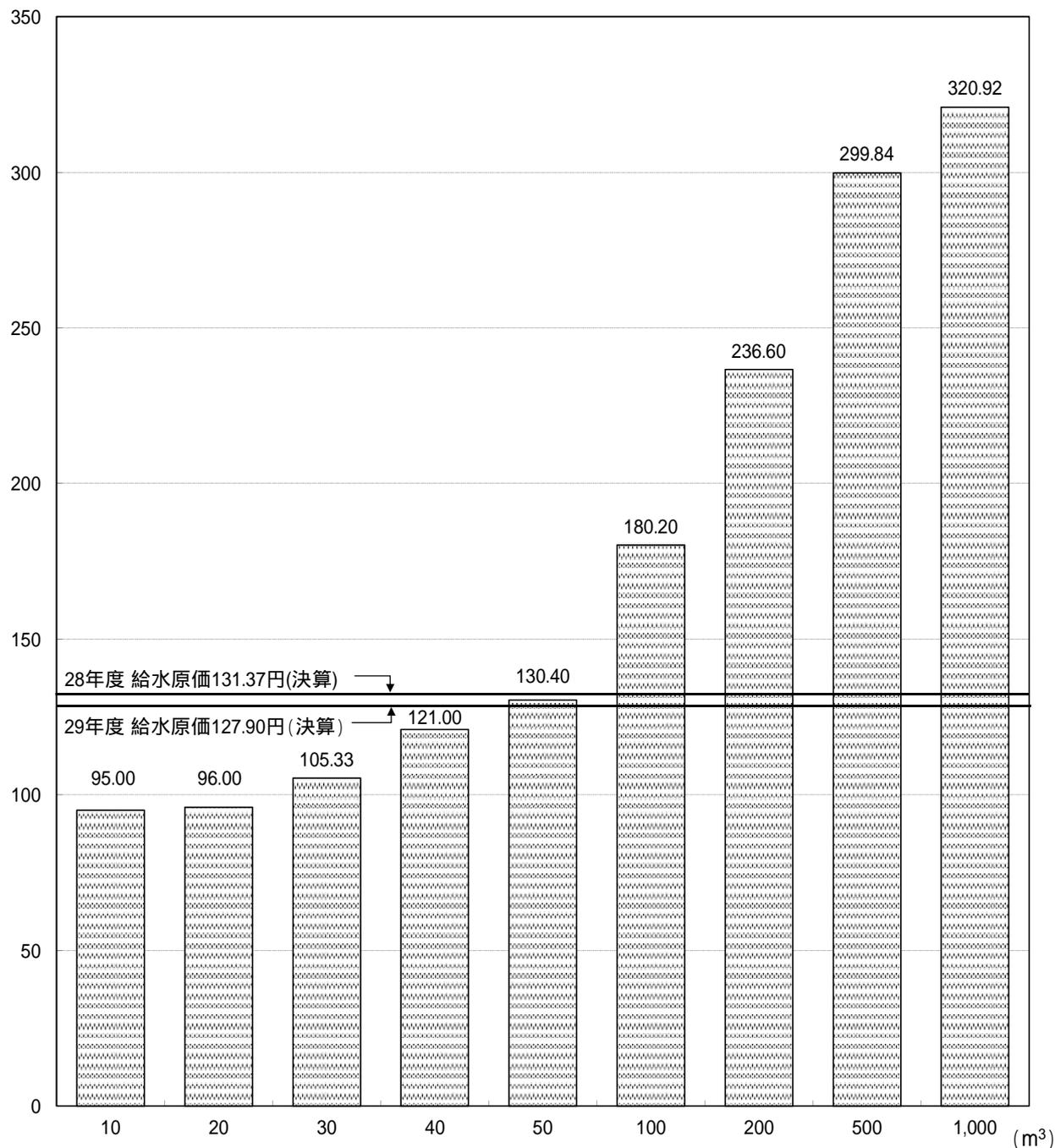
基本料金	従 量 料 金				
	用 途	1 m ³ につき			
850円	一般用	1m ³	～	10m ³	10 円
		11m ³	～	20m ³	97 円
		21m ³	～	30m ³	124 円
		31m ³	～	50m ³	168 円
		51m ³	～	100m ³	230 円
		101m ³	～	200m ³	293 円
		201m ³	～	1,000m ³	342 円
	1,001m ³ 以上			358 円	
	業務用	1m ³	～	10m ³	10 円
		11m ³	～	30m ³	209 円
		31m ³	～	50m ³	285 円
		51m ³ 以上			358 円
	湯屋用	1m ³	～	10m ³	10 円
11m ³ 以上				58 円	

用途の適用基準

- ・ 一般用 業務用及び湯屋用の用途以外の用途
- ・ 業務用 次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途
 - 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する営業（同項第1号及び第2号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的
 - 2 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的
 - 3 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的
 - 4 一時的な事業活動その他の活動を行う目的
 - 5 その他これらに類する目的
- ・ 湯屋用 公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場の営業を行う目的で使用する
場合の用途

給水原価と使用水量 1 m³ 当たりの料金 (一般用)

(円)



(注) 1 給水原価 =
$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{その他営業費用等})}{\text{年間有収水量}}$$

2 使用水量 1 m³ 当たりの料金 =
$$\frac{\text{当該使用水量料金}}{\text{1か月使用水量}}$$

3 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(3) 資産の有効活用

水道局では、水道事業の展開にあたり浄水場・配水場をはじめとするさまざまな施設・用地を保有しているが、水道料金以外の収入の確保と市民に親しまれる施設づくりの観点から、安全衛生上の配慮を最優先にしつつその有効活用に取り組んでいる。

平成 19 年 7 月には「局資産の転活用にかかる基本計画」を策定し、さらなる効果的な資産の活用を進めるとともに、水道事業として活用の見込みがなく処分することが当該用地の有効活用に資すると判断されるものについては、基本的には処分の対象とすることとし、平成 19 年度から一般競争入札による売却等を進めている。

駐車場用地貸付

管路用地の地上部等を利用した駐車場事業については、昭和 56 年 4 月から局監理団体による事業運営を行ってきたが、透明性、収益性を確保する観点から、平成 20 年度から条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する用地貸付に改め、実施している。

事業用資産貸付

庭窪浄水場用地の一部について、平成 28 年度から条件付一般競争入札方式により決定した民間事業者に、事業用定期借地権を設定し貸付を実施している。

スポーツ施設

城東配水場用地の一部を利用したゴルフ練習施設（シティゴルフつるみ）及び柴島浄水場の配水池上部を利用した複合スポーツ施設（くにじまスポーツ）の各事業については、局附帯事業として監理団体への管理委託により平成 6 年 3 月以降順次実施してきたが、平成 18 年度から条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する施設貸付に改め、実施している。

柴島浄水場の配水池上部を利用した屋外テニスコート施設（くにじまテニスコート）については、監理団体への管理委託により昭和 63 年度から実施してきたが、平成 21 年度からシティゴルフつるみ、くにじまスポーツとともに条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する施設貸付に改め、実施している。

公園

巽配水場の配水池上部については、平成 9 年 4 月から、巽東公園として提供している。

自動販売機

事業所等における清涼飲料水等自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の選定について競争性、透明性を確保するため、平成 20 年度から価格提案審査を行い使用料を決定し、実施している。